

# 経済産業省

20190322貿局第1号  
輸入注意事項2019第8号  
経済産業省貿易経済協力局

「大西洋又は地中海において蓄養された輸入公表三の九の(2)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のくろまぐろを輸入しようとする場合の二号承認申請の前の確認申請について」(平成16年12月1日付け平成16・11・22貿局第2号)の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成31年3月29日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

「大西洋又は地中海において蓄養された輸入公表三の九の(2)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のくろまぐろを輸入しようとする場合の二号承認申請の前の確認申請について」の一部改正について

「大西洋又は地中海において蓄養された輸入公表三の九の(2)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のくろまぐろを輸入しようとする場合の二号承認申請の前の確認申請について」(平成16年12月1日付け平成16・11・22貿局第2号)の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成31年4月1日から施行する。

「大西洋又は地中海において蓄養された輸入公表三の九の(2)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のくろまぐろを輸入しようとする場合の二号承認申請の前の確認申請について」の一部を改正する規程新旧対照表(傍線部分は改正部分)

○大西洋又は地中海において蓄養された輸入公表三の九の(2)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のくろまぐろを輸入しようとする場合の二号承認申請の前の確認申請について(平成16年12月1日付け平成16・11・22貿局第2号)

改正後	現行
<p>平成16年12月22日以降、標記貨物を輸入しようとする場合は、平成16年12月1日付け平成16・11・22貿局第2号、輸入注意事項16第24号(大西洋又は地中海において蓄養された輸入公表三の九の(2)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のくろまぐろの2号承認制移行について)により二号承認申請の前に農林水産省水産庁資源管理部<u>国際課</u>で確認を受けることになっていますが、その手続きを下記により行います。</p>	<p>平成16年12月22日以降、標記貨物を輸入しようとする場合は、平成16年12月1日付け平成16・11・22貿局第2号、輸入注意事項16第24号(大西洋又は地中海において蓄養された輸入公表三の九の(2)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のくろまぐろの2号承認制移行について)により二号承認申請の前に農林水産省水産庁資源管理部<u>漁業調整課</u>で確認を受けることになっていますが、その手続きを下記により行います。</p>
記	記
1 (略)	1 (略)
2 提出先 農林水産省水産庁資源管理部 <u>国際課</u>	2 提出先 農林水産省水産庁資源管理部 <u>漁業調整課</u>
3 (略)	3 (略)
(別紙様式) (略)	(別紙様式) (略)